解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年八月二十七日開催の理事会の決議、及び平成二十一年十月十三日開催の評議員会の承認、及び平成二十二年三月八日千葉市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

千葉市美浜区真砂二丁目六番地一〇

社会福祉法人ジョイ

代表清算人　矢野　尤子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月九日開催の社員総会の決議並びに文部科学大臣の許可により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都千代田区内神田一丁目一二番一〇号

四国第二ビル二階

社団法人日本深海技術協会

代表清算人　石塚　貢

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

石川県金沢市弥生三丁目三番四〇号

特定非営利活動法人いしかわサイエンス21

清算人　樋渡　保秋

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月二十五日堺市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

堺市北区長曽根町三七六番地七

堺市長曽根土地区画整理組合

清算人代表　北野　茂

解散公告（第二回）

当法人は平成二十一年十二月四日の社員総会決議及び平成二十二年三月十九日の兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

神戸市兵庫区塚本通三丁目一番一三号四Ｆ

医療法人社団建徳会

清算人　土田　晃義

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

和歌山県海南市日方一一八二番地

医療法人仁庸会

清算人　森　庸亮

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十二日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

長崎市宿町六八六番地二

特定非営利活動法人子どもの城・結宅

清算人　淺井　克子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

大分市城崎町二丁目三番一〇号

社団法人大分県公共嘱託登記司法書士協会

代表清算人　首藤　康夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月二十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都東村山市野口町一丁目一八番地五

東村山駅西口地区市街地再開発組合

清算人　川島　正仁

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月二十九日開催の臨時総会の決議並びに農林水産大臣の許可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都港区赤坂一丁目九番一三号

社団法人農林放送事業団

代表清算人　川合　淳二

解散公告（第三回）

当法人は、臨時総会の決議及び神奈川県知事の承認により平成二十二年四月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

神奈川県足柄上郡開成町吉田島二四八九番地の二　社団法人かながわ森林づくり公社

代表清算人　金子　晃

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

横浜市西区南幸二丁目二〇番地五号東伸二四ビル五階

特定非営利活動法人死んだあとの、生きかたを考える、会　清算人　護守　成人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

富山県南砺市石田一五七番地

特定非営利活動法人にこやかな里

清算人　梧桐てるの

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

岐阜県羽島郡岐南町平成七丁目四七

特定非営利活動法人アクティブクラブＧＩＮＡＮ

清算人　小野木千敏

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年十月三日開催の大会決議にもとづき、同年十二月十二日付けをもって解散し品川リフラクトリーズ労働組合と統合いたしました。当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

兵庫県赤穂市中広東沖一五七六番地の二

ＪＦＥ炉材労働組合

清算人　竹田　幸夫

第６期決算公告　平成22年４月26日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

ＧＣＡホールディングス株式会社

代表取締役　中村　正吾

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,787
	固定資産	3,117
	資産合計	8,904
負債及び純資産の部	流動負債	551
	固定負債	202
	資本金	8,150
	資本剰余金	10
	資本準備金	6,604
	その他資本剰余金	2
	利益剰余金	6,601
	その他利益剰余金	1,536
	負債・純資産合計	1,536
		8,904

（注）当期純利益　23百万円